

第四十六回国会 法務委員会 會議録 第二十三号

昭和三十一年四月七日(火曜日)

午前十四時四十六分開議

出席委員

委員長 濱野 清吾君

理事 鎌治 良作君 理事 唐澤 善三君

理事 小金 義昭君 理事 坂本 泰良君

理事 三田村武夫君 理事 坂本 利秋君

理事 細迫 兼光君 理事 横山 英城君

大竹 太郎君 岡崎 敏夫君

龜山 孝一君 河本 久吉君

坂村 吉正君 中村 梅吉君

中垣 國男君 古川 文吉君

服部 安司君 畑 和君

田中織之進君 竹谷源太郎君

松井 誠君 志賀 義雄君

出席國務大臣

法務大臣 賀屋 興宣君

出席政府委員

總理府事務官 (中央青少年問題協議會事務局局長) 西田 剛君

警察庁長官 江口 俊男君

検察官 (大臣官房司法法制調査部長) 津田 實君

検事 (刑事局長) 竹内 壽平君

委員外の出席者

判事 (最高裁判所事務総局総務局長) 寺田 治郎君

判事 (最高裁判所事務総局総務局長) 長井 澄君

判事 (最高裁判所事務総局総務局長) 三田村武夫君

判事 (最高裁判所事務総局人事局給与課長) 宮崎 啓一君

判事 (最高裁判所事務総局総務局長) 石川 義夫君

判事 (最高裁判所事務総局総務局長) 高橋 勝好君

判事 (最高裁判所事務総局総務局長) 門 員

判事 (最高裁判所事務総局総務局長) 高橋 勝好君

判事 (最高裁判所事務総局総務局長) 門 員

判事 (最高裁判所事務総局総務局長) 高橋 勝好君

判事 (最高裁判所事務総局総務局長) 門 員

判事 (最高裁判所事務総局総務局長) 高橋 勝好君

判事 (最高裁判所事務総局総務局長) 門 員

判事 (最高裁判所事務総局総務局長) 高橋 勝好君

判事 (最高裁判所事務総局総務局長) 門 員

判事 (最高裁判所事務総局総務局長) 高橋 勝好君

判事 (最高裁判所事務総局総務局長) 門 員

判事 (最高裁判所事務総局総務局長) 高橋 勝好君

判事 (最高裁判所事務総局総務局長) 門 員

判事 (最高裁判所事務総局総務局長) 高橋 勝好君

判事 (最高裁判所事務総局総務局長) 門 員

判事 (最高裁判所事務総局総務局長) 高橋 勝好君

判事 (最高裁判所事務総局総務局長) 門 員

判事 (最高裁判所事務総局総務局長) 高橋 勝好君

判事 (最高裁判所事務総局総務局長) 門 員

判事 (最高裁判所事務総局総務局長) 高橋 勝好君

判事 (最高裁判所事務総局総務局長) 門 員

判事 (最高裁判所事務総局総務局長) 高橋 勝好君

判事 (最高裁判所事務総局総務局長) 門 員

判事 (最高裁判所事務総局総務局長) 高橋 勝好君

判事 (最高裁判所事務総局総務局長) 門 員

判事 (最高裁判所事務総局総務局長) 高橋 勝好君

判事 (最高裁判所事務総局総務局長) 門 員

判事 (最高裁判所事務総局総務局長) 高橋 勝好君

判事 (最高裁判所事務総局総務局長) 門 員

○三田村委員 暴力対策基本問題について少しばかり掘り下げて政府の御方針を伺い、また当委員会におきましても検討を加えてみたいと思つてあります。その前に、私が先般三月二十六日でしたか、当委員会に資料の提出を要求し、先般その資料をいただきました。この資料の内容、またすでにい

ておる犯罪白書、青少年白書その他の資料をつぶさに検討いたしました結果に基づいて、少しばかり計数的なことを事務局からお尋ねしておきたいと思つておられます。

それはどういふことかと申しますと、最近御承知のように犯罪件数が非常にふえてきております。いただいた資料によりまして、三十七年度の全検挙人員が五百七十三万四千四百八十八人となつております。もちろんこの中には特別

法違反、特に最近激増をしております。また交通事犯も入っておりますから、犯罪の性質上からいいますと、そう凶悪な犯罪がこの数字のようにふえたとは言えませんが、しかしながら、かくのごとく犯罪が多くなつたといふことはたいへん困つた傾向でございます。

そこで、私たちがいただいた資料をこ

こで検討し、法案審議の資料にするこ

とはもとより必要でございますが、や

はり当委員会といたしましては、公式にこの犯罪の傾向、統計などを委員会

の記録に残しておくことが必要だと思

いますので、まず事務的に何つておき

たいと思つております。

最初にお尋ねいたしておきたいこと

は、いま申しましたように、犯罪の総

件数が非常にふえております。その

中で、当法案に直接関係があると申

しますか、いわゆる暴力関係事犯の検

挙人員と申しますか、これが、いた

いた資料によりまして、何か私は非

常な傾向と申しますか、何か犯罪

の階層が一応固定し安定してきたよ

うな気がするのです。たとえば、暴力

犯罪として傷害、暴行、恐喝、強姦、殺人、銃砲刀剣所持、こ

ういった事件

だけを拾ひ上げてみますと、三十三年

が二十一万四千五百五十五、三十四年

が二十一万七千七百七十一、三十五年

が二十一万八千八百八十一、三十六年

が二十一万七千七百七十一、三十七年

が二十一万七千七百七十一、三十七年

が二十一万七千七百七十一、三十七年

が二十一万七千七百七十一、三十七年

が二十一万七千七百七十一、三十七年

が二十一万七千七百七十一、三十七年

が二十一万七千七百七十一、三十七年

の進行上一応この機会に法務省事務当局、刑事局長から、また同時に警察庁長官から、最近の犯罪の傾向について、私がいま申しました三点、犯罪の一般的傾向、それから暴力事犯といわれ、さらにこれと最も密接不可分の関係にある少年犯罪、この三つの点について、その動向、傾向、実態、そういうものについて檢察、警察両当局から一応御説明願いたいと思います。

○賀屋国務大臣 ただいま三田村委員より最近の犯罪の傾向につきましていろいろ内容を御解剖になりまして御質問がございました。私も痛感いたしました。お話しは、いままお話がございましたように、犯罪が総数において非常にふえたということが一点でございます。しかし、ただいま内容を御解剖になりましてお話がありましたように、そのふえた主因は、道交法の違反等が、主として自動車急激な増加とすることを主因といたしまして犯罪が非常にふえておりまして、それ以外のものにつきましては、まあ大体横ばいの傾向であると思っております。そういたしますと、非常に悪い傾向ではないかのごとく感ぜられますが、こまかに解剖はのけてみて大きな趨勢で、そこで非常に注目すべきものがあるのをごさいます。と申しますのは、窃盗、横領、詐欺のごとき財物犯は大体人口比率などにいたしますと三〇%の減少をしておる。これは著しい事実でございます。その原因は何かと申しますと、犯罪のことでございますから、いろいろ社会的現象の複合原因の結果であると思ひますが、大体におきまして戦後経済状態がよほど改善をいたしましたして、国民の生活もまだまだ十分ではございませんが、物質面の生活が非常に向上安定したというところが主要なる原因の一つに数えてもいいのじゃないかと思ひます。と申します。しかし、それが三〇%も減少しております。道交法違反などを除いた普通の刑法犯と申しますと、犯罪においてなお全体が横ばいで、減少してないというところは、他の種類の犯罪で三〇%財物犯が減少しているという大減少を穴埋めして、非常な増加のものがあるというところをあらわしていると思ひます。それで、これが非常に重大な現象でございます。それは、いままお話しがございましたような暴力的犯罪が非常にふえている、暴行、傷害、強姦、強盗あるいは殺人等の、こういう暴力的犯罪が非常にふえたというところをそこにあらわしておると思ひます。と申します。これは国政全体特に刑事政策全体から非常な問題でございます。いままお話がございましたように、これは一般の国民の道徳水準、また官庁的に申しますれば警察の取り締まり、そのほか社会的に言えば学校教育、家庭教育、いろいろ社会全体の結果であり、ことにいま少年犯罪についてお話がございましたが、これについては特にそういう面が強調されるわけでございます。しかし、犯罪の処罰に關する法律、刑事法といふものはその中において重要な一環を占めるものでありまして、特にその点に關しましても施策をすることが必要である。これでも万事足れりというわけではございませんが、確かに刑事法の立法が重要な一環をなすものでございますから、そういう意味におきまして、いまの暴力

的犯罪が非常にふえた、これが近來の日本の犯罪面においての特殊現象である。その現象のうち、もちろん全面をカバーするものではございませんが、ことに町の暴力と申しますか、いろいろな暴行、傷害あるいは脅迫等の事件が頻発し、それあるいは脅迫等の事件が頻発し、一つの固定化傾向をあらわしているというものは、いわゆる暴力団と申しますか、町の暴力団的のものに属している者が、銃砲刀剣類を持ちましての暴力、常習的の暴力、こういうことが著しく一つの傾向として見えるわけでございます。それから少年につきましても、だんだんに年齢の低下であるとか、これがいまのやけり集団的、と申しますのはいわゆる町の暴力的集團とのつながりも顯著に見えらるようになってございます。そういう点から今回の御審議をわづらわしております立場も、そういう重要な対策の一環としまして出しましたような趣旨でございます。なお個々の問題、いろいろ数字等につきましては政府委員よりお答えを申し上げたいと思ひます。

○竹内(憲)政府委員 ただいま大臣の御説明がございましたが、若干それにふえんさしていただきたいと思ひます。

仰せのように犯罪は特に道交関係、交通違反が著しい増加を示しておりますが、これを刑法犯という面から見ますと、若干の増加は見られますけれども、おおよそ横ばい状態に相なっているように思ひます。刑法犯の中では、さらに暴力関係のいわゆる粗暴犯といふものを取り上げてみますと、先ほど御指摘がございましたように、最近五年間の数字というものは横

ばいでございます。全く横ばいでございまして、その意味から申しますと、粗暴犯といふものがある限界点に達しておるのではないかと感じますが、これは量的に見ましていたすのでございします。今度はその内容を性質の面から、それを犯す人の主体、それから手段、傷害の程度といふものなどを、實際的にながめてみますと、やはり粗暴犯だけについて見ても、犯す人は暴力団といわれておる団体の構成員である、そういう人たちが粗暴犯の犯罪の相当な部分を占めておるということが、これはもう明らかに言えることとでございます。この態様を見ますと、やはり悪質危険な状態を示している傾向があるというところも指摘せざるを得ないのでございします。特に今度は暴力団の主体的な面から見ますと、所属構成員の数といふものはふえておるのでございします。いろいろな資料によりますと、団体数においても五千団体、その構成員は十七万人といわれておるのでございします。この暴力団体は、最近のいろいろな社会事情の変化に伴ひまして、組織を大規模化していく、活動領域が広がっていく、これに伴ひまして勢力争いと言ひますが、そういう場合に起こってくる暴力事犯、こういうものをわれわれとしては率直に認めざるを得ないのでございまして、この勢力を増していく過程において起こってくる状態は、かつて申し上げたことがあるかと思ひますが、ちょうど戦国時代のようなもので、理由なく実力で勢力を増していく、こういうことになります。その実力行使の過程において暴力事犯が盛んになってくるわけでありまして、この点から申し

ばいでございます。全く横ばいでございまして、その意味から申しますと、粗暴犯といふものがある限界点に達しておるのではないかと感じますが、これは量的に見ましていたすのでございします。今度はその内容を性質の面から、それを犯す人の主体、それから手段、傷害の程度といふものなどを、實際的にながめてみますと、やはり粗暴犯だけについて見ても、犯す人は暴力団といわれておる団体の構成員である、そういう人たちが粗暴犯の犯罪の相当な部分を占めておるということが、これはもう明らかに言えることとでございます。この態様を見ますと、やはり悪質危険な状態を示している傾向があるというところも指摘せざるを得ないのでございします。特に今度は暴力団の主体的な面から見ますと、所属構成員の数といふものはふえておるのでございします。いろいろな資料によりますと、団体数においても五千団体、その構成員は十七万人といわれておるのでございします。この暴力団体は、最近のいろいろな社会事情の変化に伴ひまして、組織を大規模化していく、活動領域が広がっていく、これに伴ひまして勢力争いと言ひますが、そういう場合に起こってくる暴力事犯、こういうものをわれわれとしては率直に認めざるを得ないのでございまして、この勢力を増していく過程において起こってくる状態は、かつて申し上げたことがあるかと思ひますが、ちょうど戦国時代のようなもので、理由なく実力で勢力を増していく、こういうことになります。その実力行使の過程において暴力事犯が盛んになってくるわけでありまして、この点から申し

ますと、やはり危険な傾向にあると言わざるを得ないわけでありまして。なお、この構成員の人たちの累犯化傾向といふものは、これまで非常なものでありまして、お手元に差し上げました資料をごらんいただきましたら、わかりましたように、三犯以上、五犯、七犯、十犯というより多数の粗暴犯の前科を重ねておる者が、構成員の相当部分で占めておるということが言えるのでございまして、実例によりまして、年齢三十四歳そこそこの者が二十一犯も前科を重ねておるというものがあつたというのであります。

さらにまた方法でございますけれども、これも資料の中に掲げておきましたように、拳銃とか日本刀とかあいくちとかいう、そういうきわめて危険な凶器を使つておるのでありますが、特に拳銃は、昭和三十三年に押収された百五十八丁といわれておりましたが、三十七年は二百二十六丁にふえておりまして、警察当局のお話によりまして、拳銃一丁は子分二十人に相当すると言われておるくらいでございます。それで、拳銃がふえてくるということは、それだけ暴力団としては威力を増すわけでありまして、こういうのが暴力団から見た暴力事犯の実情でございます。

さらにまた少年の点について御指摘がございましたが、少年犯罪は、やはりおとなの犯罪と相呼応いたしまして注目する状態になっております。昭和三十一年に警察に検挙されました少年は、これは十四歳以下でありますために触法ということになっております者も含めまして、約二十二万といわれておるのでございますが、この少年

ばいでございます。全く横ばいでございまして、その意味から申しますと、粗暴犯といふものがある限界点に達しておるのではないかと感じますが、これは量的に見ましていたすのでございします。今度はその内容を性質の面から、それを犯す人の主体、それから手段、傷害の程度といふものなどを、實際的にながめてみますと、やはり粗暴犯だけについて見ても、犯す人は暴力団といわれておる団体の構成員である、そういう人たちが粗暴犯の犯罪の相当な部分を占めておるということが、これはもう明らかに言えることとでございます。この態様を見ますと、やはり悪質危険な状態を示している傾向があるというところも指摘せざるを得ないのでございします。特に今度は暴力団の主体的な面から見ますと、所属構成員の数といふものはふえておるのでございします。いろいろな資料によりますと、団体数においても五千団体、その構成員は十七万人といわれておるのでございします。この暴力団体は、最近のいろいろな社会事情の変化に伴ひまして、組織を大規模化していく、活動領域が広がっていく、これに伴ひまして勢力争いと言ひますが、そういう場合に起こってくる暴力事犯、こういうものをわれわれとしては率直に認めざるを得ないのでございまして、この勢力を増していく過程において起こってくる状態は、かつて申し上げたことがあるかと思ひますが、ちょうど戦国時代のようなもので、理由なく実力で勢力を増していく、こういうことになります。その実力行使の過程において暴力事犯が盛んになってくるわけでありまして、この点から申し

たちの犯罪で特徴的なものは、刑法犯の中で凶悪犯罪としてのいわゆる暴力的犯罪が主になっておるといふこと、もう一つは交通事犯でございますが、この暴力事犯のうちでも、表で示しておりますように、暴行、脅迫、恐喝、わいせつといったような行為が非常に増加をしております。これも質的に見まして悪質、粗暴化しておることは、これまた目をおおることではないと思っておりますが、特に子どもが注目しなければならぬと思つておることは、十四歳から十六歳未満のいわゆる年少少年による暴力犯罪が、これは激増といふことばを使つていいと思つておるが、非常に増加しております。これが取られるのでございまして、少年犯罪が集中化していき、それから累犯少年が年々増加してきておる。それから学校に籍を持つておる在学少年の犯罪が増加しておる。それからまた、これは中流、上流とかいふことばを使ひましても必ずしも明確ではないのでございまして、中流以上と常識上考えられます家庭の子供、こういう犯罪少年が非常に増加しておる。それから少年の犯罪が都市へ集中化する。こういう傾向が看取されるのでございまして、もちろん、これらの少年の中には暴力団の手先に使われている者も相当あるのでございまして、こういう環境の中で少年犯罪といふものは悪化の傾向を示しておるといふふうに私も思つてございまして、以上が概略でございます。

○江口(後)府委員 ただいま法務当局からお話しになりましたこととは

んと重複をいたすのでございますが、警察でどう見ているかという御質問でございますから、簡単に御説明を申し上げます。

最近の暴力事犯の傾向につきましては、団体事犯としての傾向と個人事犯としての傾向の二つに分けて考察いたしますと、まず暴力事犯の団体としての検査状況は、年間約十九万件、人数にして同様十九万余人でございます。このうち暴力団構成員による犯罪が相当数を占めておりますことは、あるいは御配付の資料にあるかと思ひます。現在警察におきまして把握いたしております暴力団とその構成員数は、ただいまのお話のように約五千五百団体、十七万余人でございますが、構成員中におきましては犯罪の前歴者が八三%を占めておる状況にございまして、これら暴力団構成員による犯罪の検査状況を見ますと、昭和三十一年を起点といたしまして、毎年増加の傾向を示しております、その数はここ数年、年間約七万件、五万余人に達しております。また、昭和三十一年年中における罪種別の検査状況を見ますと、傷害罪が全体の二〇%、次いで恐喝罪の一八%、暴行罪の一三%等がそのおもなものであります。なお、最近の検査事例を通じて、犯罪態様から見ました傾向といたしましては、凶器を使用した犯罪が増加しているといふことや、暴力団相互間の抗争事犯の多発激化を見ているといふことや、犯罪が広域化しているといふことや、犯罪手段が巧妙になつてきているといふこと、資金源開拓に伴う不法事犯がふえておるといふこと等が、団体としての暴力事犯の特徴であらうと考えます。

次に、個人事犯の傾向について申し上げますと、団体を背景として行なわれる暴力団犯罪以外の一般暴力犯罪の検査状況は、ここ数年間、年間約十二万件、人数にして十四万人を数えており、おおむねこれは横ばいの傾向を示しております。これを罪種別に見ました場合、昭和三十八年中の銃刀法違反は二万一千三百五十二件で、昭和三十一年以降増加の傾向にあり、傷害罪及び暴行罪は、昭和三十八年中四万四千四百五十六件及び三万五千四百四十六件で、それぞれ前年よりも増加しております、依然として生命、身体を脅かす悪質危険な事犯が多い状況にございまして、このほか、国民の日常生活に密接な関係をする街頭におけるいわゆる小暴力事犯といふものの発生が目立つておりますが、これらは地域的に特有の形で発生しておりますので、東京都、大阪府をはじめ、現在全国で二十四都道府県におきまして、いわゆるぐれん隊防止条例を制定しまして、その規制に当たつておる次第でございまして、次に、青少年犯罪と暴力事犯の関係につきましても申し上げます。少年によつて殺人、強盗、強姦、暴行、傷害、脅迫、恐喝等の暴力的犯罪は、昭和三十一年以降急激に増加を見ましたが、最近ではやや横ばいの傾向にございまして、昭和三十七年中におきましては暴力的犯罪少年数は五万人をこえてまして、これは全刑法犯少年の二三%でございまして、また、成人を含めました暴力的犯罪者総数の三一%を占めておるのでございます。なお、警察では、街頭補導等によりまして非行の未然防止につ

とめておりますが、凶器所持、あるいはけんか、不良交遊、不良団体加盟等の不良行為がございまして補導した少年は七万一千三百八十七人に達しておる状況でございます。

以上、簡単に申し上げますが、警察から見ました現状でございます。

○三田村委員 ただいま審議中の暴力等処罰に関する法律の改正案の法解釈、その実規定の内容等について、同僚鑑治委員から詳細にわたつた質疑が行なわれましたので、私はその社会的背景とでも申し上げますが、一体法規制だけで済むのかという問題を掘り下げてみたいと思つております。

いま刑事局長の御説明、警察庁長官の御説明で、大体暴力事犯もここ数年来おおむね横ばいの傾向だといふこととございまして、私も資料を見ましてそうだと思つておる。しかしながら、戦前に比較いたしますと、確かに悪質な犯罪は数倍になっております。ここで二十万人と言いますが、二十万人で横ばいでふえていないからそうたいしたことではないとは言へません。なぜなら、二十万人といふと、犯罪年齢構成と申しますか、それを考えますと、人口五十万の都市で男はほとんど全部一六歳警察で調べられる。何かの犯罪に犯れるといふことです。これは容易ならぬことなんでしょう。これは全国にばらまかれておりますから、その目につきますが、日本全体の立場から見ますと、人口五十万の都市で、何か刑法に触れる罪を犯したといふことは、男は全部警察に調べられる、これは容易ならぬことだと私は思ふので、なぐさなければいけません。石川五右衛門のせりふではございませ

が、派のまさごは尽きるとも世に盗人の種は尽きまじ、財産犯罪についての問題は別といたしまして、生命、身体に対する犯罪といふものは平和な社会の一番大きな敵なんです。これをどうしてなくすかといふところに刑事政策があり、また刑法の持つべき責任があり、第一線の警察の責任があるのだと思ひます。そういう意味から、何としても人身に対する攻撃、生命、身体に対する攻撃、こういう犯罪だけはなくしなければならぬ。なくすることが政府の責任であり、任務だ、警察の責任だ、この痛切に考える。でありますから、そういう問題について私は少し立ち入つて検討してみたいのです。

大臣はいま参議院へ行かれたから、この委員会に戻つてくれましたから、政府としての根本的な態度、方針——現在なかつたら十分検討してもいい、この資料によりまして、一つの生命、自由、つまり人身攻撃に関する犯罪は、いわゆる欧米先進国と比較して、日本はイギリスの十三倍、西ドイツの三倍ないし五倍だ。これは自慢にも手柄にもなりやしません。近代の文化国家は、いふことばを政治の面において使つたら、少なくとも生命、身体に対する自由、安全を保障することとは私は最低の責任だと思ふのです。同時に政府の最高の任務だ、こう思ふのです。そういう点から、私はいまお示しの暴力事犯対策についても、よほど掘り下げた対策、検討が要するんだと思ひます。ただいまの資料にもありますように、暴力団はどんどんふえていまして、なせ暴力団がふえるのだ、なるほど資金源が豊富になるからかもしれま

せん。資金源が豊富になつても、暴力的活動の余地ならしめれば、私は犯罪がなくなると思ひます。どこかに犯罪を行ない得る余地があるのです。私は経済的条件だけではないと思ふ。刑事政策の面において、あるいは警察の第一線の取り締まる立場において、必要なことをやつてもいい。そうしなければ困つての責任は全うされない、こう思ふのであります。この資料にもありますように、その点は、先ほど刑事局長が言われ、た暴力団のなわ張り争い、鳥取、金沢、岡山、広島、福岡——広島なんか暴力都市、広島市全体が恐怖のつぼにたたまれた時代があつたのです。これは実に恥ずかしいことだと思ふのです。どうしてこのように暴力団のさばつてゐるのか、これは今度のこの法案の中にもありますが、この暴力事犯の自然の傾向としては、共犯、共同作業、一人でやるんじや妙味はないが、三人、五人、背後に大きな力を持つておるといふところにその恐怖がある。これはまた犯罪を容易ならしめるおおうことのできない事実であります。こういう点をどういふふうにお考へになつておるか、刑事局の立場から、警察の立場から、いまだ少し掘り下げて御説明願ひたいと思ひます。

私はなぜかういふことを言ふかと申しますと、これは何かのきつかけで激発する可能性と条件がある。このことが政治暴力に転化してこないとも限りません。民事の問題ではない、治安に関する問題は野党も与党もないと思ふのです。人間としての安全を守るといふことは、われわれ自由な人間が住んでゐる世の中においては当然なことな

んです。そういった面においては徹底的に掘り下げてこの際考へていただくと思ふのです。この間のライシヤワ一事件でもそうでございますが、かつての浅沼事件、すべての問題はどこかにそういうものがひそんでゐる。私は思想的立場とか、社会、経済的な立場だけで理由づけたり説明したりすることは非常に簡単に許されたいと思ふ。そういう点についての刑事局長と警察庁長官の御見解をもう一ぺん伺つておきたいと思ひます。

○竹内(壽)政府委員 暴力犯罪の現況は、お話のございましたようにきつめて重大な社会問題だと私も考へております。したがひまして、いま三田村先生から御指摘のありましたような事の重大性をまず認識することが、私は対策で乗り出す第一歩だと思ふのでございませう。その点を見てまいりますと、あまりに犯罪が多かつ日常われわれ目につき過ぎてゐるために、社会全般がこの暴力事犯に対する事の重大性について麻痺状態になつてゐると申しますか、あまり神経質に考へないようになつておるようによい見受けがあるのでございまして、この点が問題解決にきつめて困難な問題になつておるのじやないかと思ふのでございませう。申すまでもないことでございませうが、暴力事犯は社会の一つの宿弊ともいふべき病理現象でございます。したがひまして、われわれの肉体について申しましても、病状の自覚をまず持つことが必要なので、この自覚があればこそ治療に走ることができませうし、投薬もできる、自覚のない病的状態といふものはまことに危険な状態と申さなければなりません。社会の病理現象であ

る暴力犯罪について、社会がまず自覚を持ち、事の重大性を認識するところから事は第一歩を踏み出さなければならぬと思ふのでございませう。それにいたしたとしても、この病理現象は決して一方所だけの悪いところから発生するのではなく、相互に関連して、複雑な社会機構の中でのいろいろな問題に私は関連を持つと思ふのでございませう。大きく申しますならば、政治全体という一つの姿を見た場合に、この暴力対策といふものは、政治全体の観点から考へてみなければならぬ問題だと思ふのでございませうけれども、教育だ、裁判所制度だ、言うならば、裁判の遅延といふことも暴力を助長するものの中に入つてゐる一つの要素と思ふのでございませう。しかし、それだからといつて、これらの原因をさういふ社会的な原因のみに帰せしめて、法によつてこれを取り締まり、秩序を立てていくといふこの努力をわれわれといたしましては放置してはならないのでございませう。そういう観点から、刑法令の適正な運用、改善、この法律に不備欠陥があれば、これを是正して、この事態に対処できるような法律をつくつていくことが、行政の当面の責任であらうと考へておるのであります。

政府は、昭和三十六年に暴力犯罪対策要綱を閣議決定いたしました。その中に盛り込まれたものもろの総合施策の一環といたしまして、現状の暴力犯罪に対する科刑がさくぶる経過を、これは警察、検察の部面から見て正の措置を講ずべきであるし、もし法定刑にして不備なものがあるならばこれは是正していくべきであるといふことが

要綱の一つの重要な事項になつております。この要綱に基づきまして、法務省刑事局といたしましては暴力団の徹底的な実態の調査等に乗り出しまして、その実態を見つづ考へられます。これは、なるほど刑が軽い。これでは暴力団は簡単な刑で——先ほど申しました前科二十一年といふような経歴を踏ましてしまつたのは、言うなればわれわれのほうに責任があるのじやないでしょうかといふことを感ずるのでございませう。このことは他面、矯正教育あるいは保護観察といったようなものもろの改過遷善の施策といふものがほろろ効果をあらわしてゐないといふことを示すのでございまして、その原因は何であるかといふことを突き詰めてまいりますと、いろいろ原因はありましようけれども、少なくとも刑が軽いといふところに大きな原因があることを発見するのでございませう。そこで先年、昭和三十三年に暴力団対策として、凶器を持つて集まる罪、集めた罪、かういつたような立法をいたしたのでございませうが、その後、いろいろな凶器の種類を所持禁止の規定を強化する等の処置を講じつつ、運用と相まつてその強化をはかつてきたのでございませうけれども、最後に残つてまいりましたのは、この暴力団には前科者が非常に多い。前科者の集団であるこの暴力団の構成員に対して何らかの手を加えていかなければならぬ、それに刑を重くしていく、さうして彼らを厳罰に処するといふだけの目的じやございませう。この人たちが暴力団とのつながりを切つて、できるならば暴力団と縁故のないところに環境調整をいたしまして正業につくような方向示唆

をしていく。この処置を講じてまいりませなければ、先ほど申しましたように、ただただ因襲を上げるだけに終つてしまふのであつて、暴力団の終局的な対策にならないといふことに気がつくのでございませう。だからといって刑罰法令でむちやくに刑を高くするといふことは、法体系のもとにおきまして、人権を尊重していく立場からいたしたとしても、できることではございませう。さうだといひますと、暴力団の犯罪で普通一般の人がやらないような加重類型とは何であるか、その加重類型を見つづましてこれに法定刑を引き上げるという形で問題の解決をはかるのがよいといふことになりまして、立法政策の面からいたしましてはさういふ立場をとりつつ今まで努力してまいつたのでございませう。

なおまた、犯罪白書のようなものも、かういつた原因を科学的に探求しようといふ意図からできておるのでございまして、この犯罪白書からどういふものをわれわれはくみ取ることができるか。この犯罪白書の示すものにわれわれがじつと目をこらしまして、そこから新しい刑事政策を打ち出していかうといふような努力もいたしておるのでございませう。これはわれわれ取り締まり当局の立場から立法的な施策として考へておるのでございませうが、なおさらに、第一線で取り締まられる警察の考へ方、あるいはまた特に少年との関係におきまして、少年の問題を扱いますソーシャル・ワーカーの立場、あるいは教育の面、社会福祉の面等々、これは総合的に進めないと問題の解決を得ないのでございまして、そのような点につきましても政府といたしまし

たしまして正業につくような方向示唆

ては、関係当局の間で密接な連絡を保ちつつ、施策を一步一歩積み上げてたゆまぬ努力をいたしてまいるほかない、かように考えておるわけでございます。

○江口(後)政府委員 警察といえども、たゞいま法務省刑事局長のお述べになりました考え方と全く同様でございまして、暴力犯罪がはびこる、減らないというこの現象的な原因の一つには、私たちの努力が足りない、取り締まりの努力が足りないという点をつくづく反省いたしております。同時に、根本的な原因としては、やはり暴力犯罪がほかの犯罪に比べて罰りが合うという面がありはしないか。強盗だとか、あるいは窃盗だとかというものにつきましても、被疑者について一人当たりどれくらいかというのを計算していくと、絶対その犯罪というものは固尺に合わないというところになります。暴力犯罪については、暴力団に入ることによって普通の正義につくような現象が方々にあるわけでありまして、また、犯罪を犯しても刑が軽く、また、罰金をつけて出てくるといふような点等が根本的には私は大きな原因の一つだと考えております。

またもう一つは、理屈がなかなか通らないという世の中、あるいは裁判をしてなかなか通らないというふうな状態におきましては、やはり実力というものが早道だという考え方、世間の一部にあるわけでありまして、これはやはりそういう考え方を改めると同時に、正規な救済の方法がいまよりもっと早くつくというふうな事柄等も、同時に検討しなければいかぬ問題でございます。

じゃないか、こういうふうに考えております。

要するに、暴力犯罪が他の犯罪と同様に、やつても罰りが合わない、やはり普通の仕事をきつとやつたほうがいいんだというふうな世の中、自分も人もそういうふうな社会というものが来ない限り、根本的にはこの犯罪といふものはなくなっていくか、と考えますが、当面の問題としては、私たちの努力も十分でないという点を反省しまして、このほうにますます力を入れていきたい、こう考えておる次第でございます。

○三田村委員 暴力犯罪が固尺に合う、商売になる、確かに警察庁長官のおっしゃるのとおりで、私は困った問題だと思ひます。テレビを見ておりました、映画を見ておりました、毎日出てくるものは暴力暴力、何かその暴力犯罪といふものに皆さん麻痺してしまつたような気がする。だが一面、その対象になるものは善意の国民、善良な国民です。たとえば先ほどお話しになりました年少者、特に十四、五歳、十六歳くらいまでの粗暴犯、近ごろ性関係、特に強姦に關する犯罪がたいへん多くなりました。私もこの問題はここに記録を持っておりますが、昭和三十一年かにこの委員会でもだいたひやりました。強姦罪は報告罪からははずすという法改正をやつたのですが、それでもなおほとんど強姦罪が起る。五千件の強姦罪は五千人の被害者があるといふことなんです。中には被害者に値しない者もまれにはあるかもしれせん。しかし、そのことによつて一生を失ふ善良な市民があるのだといふことを私は忘れてはいかぬと思ひます。しかも、

これでどうしたいした罪悪感されていないところ、問題がある。これはいま両当局が申されましたように、警察にも検察にも裁判にも、どこかに欠陥がありましよう。これは直さなければならぬ。直すためには、警察のほうも自分たちの努力が足りないんだ、手が足りないんだという反省、反省もさることながら、これはこの点をどういうふうな改めなければ困るのだというところを、私は勇気を持って主張してまいりたいと思ひます。検察庁のほうでも、何は起訴しても、裁判所に送つても、すぐ保釈してしまふのだ、保釈中にまた再犯をやる、こういうことで困るなら困るというところを厳肅にどこか必要な機関に要請してもらいたい。こういうことになりませんで自分たちの固尺で考えています。また、全体の問題が前向きに進行していかないと私は思ひます。せつかく法改正をやるなら効果のある意義をやりませんと、意味がない。こういうふうには私は思ひます。どういふふうには最近の暴力団の傾向でもそうなんです。警察庁長官が言われました、商売になるんだ、固尺に合うんだといふことは一番困る。全く端的な話、暴力団に加わつておれば商売になるんだ。資金は麻薬の密輸入が何か知りませんが、あるいは借金の取り立てが何か知りませんが、暴力団に頼んで借金を取り立ててもらおうといふことが許されるからいけない。なくする対策を講じていかなければいけないと私は思ひます。

暴力団暴力団と一般の通称になつてしまひましたが、一体ここで暴力団といふものは何だといふことをもつと法規範の面から社会規範の面から一般の国民大衆に認識させることも必要だと思ひます。と申しますことは、私はこの資料を読んで頭が痛くなつてしまつた。犯罪白書、青少年白書の中に実に詳細に重要なことが書かれておりますが、一体だれがどのくらいこれを読んでおるかといふことをしひじみと思ひます。これだけの資料を——青少年白書には定価がついておる。だれがこれをお話しようか、いま刑事局長、警察当局からお話しようか、そういう重要な事案はこんな大部なものになつてもよろしい。こんな大部なものになつてもよろしいから、私はもつと一般の大衆に周知徹底せしむる方法をともつてもらいたい。みんなが認識しなければ暴力団はいつまでもたつても商売になりますよ。いつまでもたつても固尺に合ふ。経済事犯、つまり財産犯罪がだんだん減つていくといふことは、勘定に合わないから、商売にならぬから減つてくる。暴力団に關する限り商売になるから、固尺に合うからふえてくる。だから固尺に合わないふにするためには一般社会の認識を深からしめることです。こんな膨大なものを、専門家は見ますけれども、一般大衆は見やしません。見たつてわからぬ。もつと簡明に平易にこつとつたものをおつくりになつて、必要なら予算もつて、それで一般に認識させる。学校の先生にも家庭の主婦にもPTAの役員にも、すべての者に認識させるといふことが私は必要だと思ひます。さつき法務大臣にこゝで申し上げようと思つたのですが、大臣が来られてから言つてもいいです。そういう措置をとりませんと、これは思ひ想をこえた、政治的立場、判断をこえた問題なんです。いつの時代でも、いづれの社会でも、暴力行為といふものは固尺に合わないんだという世の中にしませんが、暴力事犯といふものは絶えませんが、幾ら法改正をやつても絶えない。そういうことを私は心配するのです。私一人であまり時間をとるとまた社会党のほうからいろいろ御意見がありましようから……。いづれにしても、暴力団構成員の前歴者調べが出ておりますが、八二名まで前科者です。これは商売になるからこつと出てくるのです。暴力団がだんだんふえてくるのだ。昭和三十三年は四千九百二団体、七万二千八百六十人であつたものが、三十八年の一月現在では、団体が五千三百三十一、暴力団の構成員が十七万二千七百一十一人。十七万人もの暴力団員がわれわれの平和な社会に生存している。そして先ほど問題になつた年少者は、やがて年次を経てまゐりますとだんだんこの暴力団構成員の中に入つていく。いまは十四歳、十五歳、十六歳ですが、三年、五年たつと肩ひじ忍らした一人前の暴力団に養成されていくのです。しかも年少の犯罪者はほとんどふえていく。將來ますます暴力団の構成は、団体において量においてふえていくという傾向を私は見のすことができないと思ひます。こういう問題に對してもつと根本的なことを考へてもらいたいといふことが私の強い主張です。私は、一面において悲しむと一面において憤りを持つてこの問題を見る。これはどうしても政府も一般人も、与党も野党も力を合せて暴力犯だけはなくしたい、なくすることをわれわれの責任だと私は思ひます。資

中青協の事務局長が来ておられますが、私も中青協の委員を一年やりました。私は菌にきぬを着せずに率直に申し上げます。これはお役所仕事に終わつては意味はありません。中青協の問題も、こういう青少年白書を出しなつておりますけれども、中央青

中青協といたしましては、青少年の問題について、少年非行の防止という消極面、それから積極的に青少年を健全に育成していく、この両面をかえまして、青少年に関連のある十省に及ぶ仕事の総合調整をやっていくことが第一の仕事だと考えております。そのためには現状を認識して、いろいろな実態を調査していくことも仕事だと思えます。それで、お話の白書はさような意味において出しております。

なお、お話がありましたが一応中青協といたしましては、白書を千五百部買い上げて、各省に配付するほか、一般の研究者その他の需要もございまして、一応印刷局を通じて、有料で販売もいたしております。例年は五千部ばかり出しておりますが、ことは七千部以上になる予定でございます。

なお、これはお話しのように便宜的な要素がございますが、御承知のように中青協は中央でそうした仕事をやっておりますと同時に、府県には府県の青少年問題協議会というものが全部できております。また市町村にも七〇％にまでそれぞれ市町村段階で青少年問題協議会というものが設置をされております。そこで私どもは、それらの市町村にまでできておるそうした青少年の関係者にとりした問題を訴えて、事柄によりましては地域的な問題として取り組むべき問題も非常に多いので、さようなもので、大いにこの多くの関係者の総力を結集していけるような方向で進んでまいりたい、かように考えております。

それからお話のありましたように、青少年の非行が最近非常にふえてま

いつておりますが、そうした防止策につきましても、すでに白書等に示しておりますとおり、いろいろとあるのでございます。これは総理府といたしましても、たとえば少年非行の問題につきましては、一昨年暮れに、青少年の犯罪が集団化しているという特色にかんがみまして、関係各省とも十分相談いたしまして、少年の非行集団対策要綱というものを作成いたしました。そして、まずもって事態に対する世間の認識を深めてまいりたい。そうして、そうした非行集団ができる基盤を社会的に排除していくということをやつてもらいたい。あるいはそうした集団は、子供がどうしてもグループづくりをしたいという気持ちは先天的に持つておるものでございます。先ほどお話のありましたような暴力団というような関係におきましても、昨今の教育では、家庭教育なり学校における教育で、何と言いますか、子供に自信のある教育が欠けておるという面もございまして、非常に強い団結の組織にあると、非常という面も一面ございますし、またそうしたものを育てるマスコミ界の現象もございしますので、そういう面からいろいろ青少年に対する影響を排除してまいりたいというふうなこともやつておりまして、たとえばテレビにつきましては、昨年の十一月にマスコミ業界各界の方々のお集まりを願ひまして、青少年とテレビ、マスコミとの関係ということで十数回にわたつて御審議を願ひ、業界におかれましても事態を認識されまして、十分に自粛をさせていただくという決意をさせていただいておるような状況でございます。さような意味で、私どもは施策として

やつていく面がいろいろと多いのでございしますが、国の施策を十分に浸透させていくと同時にさらに府県の力も、また民間にはいろいろな多くの関係団体がございます。それらの力を十分に結集して、この問題に全体として取り組んでいけるような体制をつくっていくように進むべきだ、私どもはさうに考えております。

○三田村委員　いま事務局長の御説明になったことは、私もすつとやつてきたことだからよく知っておるのです。府県にあることも知っておるのです。が、私はそれだけでいいかというのです。問題は、地域社会の第一線におりなければ意味ないのです。たとえば民間の団体で BBS という機関がありますけれども、これは熱心によつております。よき友になる運動、たとえば少年鑑別所から出てきた少年、こういう者とよき友だちになるという運動を熱心によつております。

【委員長退席、鍛冶委員長代理着席】

やつておりますが、どこでもこういうりつばない運動を重視していない、これが現状ではありませんか。私はよく知っておるから言うのですよ。いままあなたのお話のことは上から下までよく知っておる。だが、それが地につけていないのですよ。一人保護観察に付せられた少年をまともな社会人として導くためにはたいへんな努力が要るのです。要るのですが、一人でも大切なんです。そういうことのために、熱心に自分の私財をさいて忙しい中でやつている学校の先生、あるいは会社社の職員、こうした人がおるのですよ。さういった人の立場というものがあま

りにも冷ややかに見られていやしないか、それを申し上げたいのです。今度青少年局もできるようですが、ひとつしっかり掘り下げてやっていただきたい。

時間を食いますから、きょうの質問は事務的な問題、あとまだたくさんありますから、留保しておいて、一応とどめますが、刑事局長に申し上げておきます。いま大臣、席をはずしておられますから、大臣に申し上げていただきたい。速記録を見せたい。いいのですね、治安対策と言いますか、暴力対策、暴力をわれわれの平和の社会から除くというところは政治の最高の責任です。だから、これはひとつ閣議でも重大な問題にして、みんなで研究していただきたい。いま事務局長の言われましたように、私も中務協の委員をして知っているのです。関係省十幾つあるのですけれども、ときには事務次官も出てくるべきがある。ときには局長も出てこない、課長も出てこないこともあります。事務的な話をするだけ、ここで青少年問題について政府全体の機関がほんとうに機動力を持って動いておると私は思いません。閣議の議題にして、将来はほんとうに心配される青少年問題、やがては暴力団に編入、編成がえされていく可能性のある青少年問題、さらに現在現実には固定化されてしまった、警察庁長官の説明じゃありませんが、商売になる、間尺に合う暴力団退治というものをどうするかということ、私は、真剣な政府の問題として、政治の問題として、行政の問題として閣議で十分検討してもらいたい、これを強く要望します。これは大臣にぜひ申し上げて話していただきたい。

さらに先ほどちょっと申しましたが、一番私がおそれるのはいよいよ政治暴力です。なぜそういうことを申し上げるかというと、私たちの年配の者は、昭和三、四年ごろから日本のあの苛烈な、何とも言えない世の中に生きてきた経験を持っております。あるいは五・一五事件、血盟団事件、神兵隊事件、二・二六事件、こういう中にわれわれは生きてきた経験を持っております。こういう集団的な、あるいは直接行動というものは何らかのきっかけがありますと、どこで激発するかわかりません。激発してまいりますと、一挙にして社会体制がくずれてきます。一部の政治責任者の責任で済まされる問題ではございません。国民全体の問題なんです。戦争に負けて軍部の責任だけ追及したところで間尺に合いません。最大の被害者は国民なんです。政治暴力が発生して、一部の政治家の責任を追及しても間尺に合いません。最大の被害者は善良なる国民なんです。だから、こういう問題については真剣に掘り下げて、一切の暴力がすべて間尺に合わぬという世の中にしてみたい。これをひとつ大臣に強く要望するつもりだったのですが、大臣がおられませんか、私のきょうの質問は、これで打ち切りではないのです。一応留保して、社会党のほうからの質疑もあるようですから、この程度にきょうはとどめます。

○竹内(警)政府委員 たいまお話のごさいます大臣への伝言は確かに申し上げることにいたします。先ほど御指摘の中にありました白書の活用の点でございますが、これはなるほど非常に大部なものでありますから、相当根拠がないと読めないような資料でございますが、この要約したものをかなり広く皆さんに配っておりますし、その要約は、また英文にもいたしましたので外国にも差し上げたこともありますが、ごさいます。なお、白書につきましては、私個人としましていろいろ意見を持っておりますので、さらに改善をしていきたいと思っております。

○鑑治委員長代理 暴力行為等処罰に關する法律等の一部を改正する法律案に対する質疑は、本日はこの程度にいたします。

○鑑治委員長代理 次に、下級裁判所の設立及び管轄区域に關する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑を続行いたします。質疑の通告がありますからこれを許します。昭和君。

○畑委員 簡易裁判所の改正法案に關連をいたしまして、裁判所のほうに尋ねをいたします。

まず最初にお尋ねしたいのは、この間横山委員から指摘がございまして、簡易裁判所で、いまだに二十年近くなるにもかかわらず、最初から裁判所法がきまつておるのに、まだ未開庁であるという独立簡易が十一あるというふうな話だったと思うのです。これが措置に關しましては、またいろいろ御相談等する機会があらうと存ずるのではありませんけれども、このおたくのほうで出していた簡易裁判所の新受事件数ですか、この資料によりましてお尋ねしたいのですが、これによると、事務移転というのがちやうど十一ありまして、おそらくその未開庁の分に当たるのだらうと思ひます。そうすると、未開庁の分は事務移転というところで処理されておることになりますか。

○寺田最高裁判所長官代理者 いまお話のごさいました未開庁と俗に言っております中には、この前のお尋ねのときにも出てきましたように、一度開庁いたしました後、その後火災にあつてその庁舎がなくなりまして、その結果その後開いておらないというのも含めましてお尋ねでございますが、いずれにいたしまして現在開いておらないというところとございまして、それはいろいろもここに事務移転という形で表示いたしておるわけでありまして、これは裁判所法の規定によりまして、前会もちやうと申し上げましたように地方裁判所の決議によりまして、管轄区域内の他の簡易裁判所に事務を移転することとができる、取り扱われることができ、こういうふうになっております。

「事務の移転」というふうに裁判所法の三十八条の見出し等にもついておりますので、これによりましてそのように表示いたしておるわけでありまして、

○畑委員 そもそも初めからちやうと開庁してない。途中で火事で焼けたりした場合は、これは確かに事務移転だと思ふのですが、全然初めから未開庁で、一度も裁判官も任命されたことのない、建物もない、あるいは職員のことになっておるといふことだけで、一度も開かれていないものが、事務移転の法規によつてやられるのはおかしいと思ふのですが、この辺はどうでしょう。

○寺田最高裁判所長官代理者 これは何と申しまして、法律でその裁判所を置き、また開くことになっておりますこと、それを地方裁判所のいわば行政処分でもつてやることとございまして、から、よほど重大な明確な根拠、理由のある場合でなければ、やつてはならないというふうな私どものほうとしては指導いたしておるわけでありまして、中にはその表でござんないたさきまして、事件数の非常に少ないところ、むしろ大局的に考えれば、あるいは廃止するなり、事務移転するなりするほうが、能率の点から申しますればはるかにまさつておると思はれるところでも、ただそれだけの理由ではいまいと指導いたしておるわけでありまして、これはちやうと庁舎敷地が得られないというところ、今日で十数年ということはまことに申しわけないこととございまして、しかし、こういうやむを得ない場合に限つてこの三十八条を適用する。その場合は、やはりその事務はその近隣の簡易裁判所でやるほかにないということ、さういふ扱いをしておるわけであり

○畑委員 そのほかに法規がないからあそこをやつたのでしょ、初めからそもそも裁判所がないのに事務移転というのはいか、裁判所があつて、そこで扱つておつて、天災地変があつて、あるいは人的、あるいは物的の關係で裁判所としてそこがやれないというところに、初めていままであった裁判所の事務をもよりの別の簡易裁判所に地方裁判所がやらせるように決定するといふことがほんとうの事務移転で、裁判所法三十八条でいう事務移転

裁判所は、むしろかえって不便なわけ
でございませう。御本人のほうも、証人
等で御出頭になりますときは近くのほ
うが便利でございませうが、依頼いたし
ますときは、やはり弁護士さんのおら
れるところまで出ていって頼むという
ことになりませう。むしろそういう
ところでやってもらったほうが、必ず
しも国民の一般の側から見ても不便で
はない。こういう声が多いわけござ
いまして、そういう面から最近も日本
弁護士連合会のほうから、簡易裁判所
のことについてはある程度整理とい
うか、そういう意見が出ておるわけであ
ります。私も、やはり一面では調
停とか略式とかという簡易な事件もこ
ざいますので、そういう点とにらみ合
わせて妥当な範囲で簡易裁判所という
ものを維持してまいりたいということで、
つとに法務省のほうと御相談いたしま
して検討を続けておったわけござい
まして、できればこの国会にでもお願
いできたというところいろいろ準備
したわけございませうが、まことに申
しわけないことございませうが、私ど
ものほうの準備が十分でございませう、
結局今日こうしていろいろお尋ねをい
ただいておることになっておるわけ
あります。そういう点では、かなりそ
ういう方向の空気が一般的に出てま
いっているというところは申し上げられ
るのじやないかと考えておるわけござ
います。

に、かえって遠くてやつかいだ、どう
せ弁護士は大都市に集中している、依
頼人も結局弁護士のところに相談に来
る、それで裁判所は離れたいかなに行
かなければならぬということ、弁護
士が代理をする事件についてはそのと
おりだと思ふのです。しかし、簡易裁
判所を置いた最初の精神というものは
違ふ。しかも簡易裁判所というものは
本人訴訟でもできるし、それが最も本
来であるところのものなんです。簡易
な事件であるといふので、弁護士でな
くとも本人でもいい、弁護士でない人
が簡易で代理することもできるわけ
であります。そういうことは役所
のほうや弁護士のほうの見方からすれ
ば、確かに統廃合という空気があると
思ひます。現にある高裁の長官が管内
の簡裁を統廃合するといふようなこと
を地方紙が何かに発表してちよつと問
題になった例が、仙台高裁だったと思
ひますが、ございませう。しかし、これ
は相異なる要求がからみ合っている
といふところにむずかしさがあるのだろ
うと思ひます。本来の簡易裁判所設置
の精神からいって、それは逆だと思ひ
ます。したがって、最初の簡易裁判
所の制度そのものに無理があつたの
だ、今度は根本的に考え直すのだとい
ふことになればわかる。また簡易裁判
所のほうも弁護士を強制する、弁護士
なしではいかぬといふことになれば、
そのとおりでよろしいと思ひます。で
すが、その点がはっきり整備されておら
ぬ段階なので、そういう点から申しま
す、当事者の利便といふことに徹底
すれば、やはりできるだけ簡易裁判所
は置き、そこで事件を扱うといふこと
にすべきではなからうかと思ひます。

これは政策の問題ですから、一々あな
なのほうで答弁してもらえなくともし
かたがないので次に進みたいと思ひま
す。

一体簡易裁判所の判事予算定員はど
のくらいですか。それからそのうち独
立簡裁が幾人、これは区別しておりま
すかどうか。

○寺田最高裁判所長官代理者 簡易裁
判所の判事の定員は七百十名でござい
ましたが、先般国会で御審議いただき
まして通していただきました改正法に
よりまして、五名の増員を認めていた
だきましたので、結局、現在といいたし
ましては定員は七百十五名ということ
になっております。独立簡裁の数は二
百八十名くらいであつたと思ひます。

○畑委員 この七百十五名の定員のう
ち実人員はどのくらいですか。

○寺田最高裁判所長官代理者 手元
持つております資料が少し古くて恐縮
であります。昨年の暮れの統計によ
りますと、二十七名の欠員といふこと
になっておりまして、当時の現在員が
六百八十三ということになっておりま
す。

承承るところによると、すでに定員に
対する実員が不足しており、さらに病
気等によつて実際には非常に隔たりが
大きいわけでありませう。この点は裁判
官の待遇等の問題にも関係して、いま
臨時司法制度調査会等においていろ
ろ対策を考えてもらつておると思ひ
であります。これをひとつ至急に充
足するように配慮願ひたいと思ひま
す。

それから簡易裁判所の書記官あるい
は事務官その他の職員でございませう
が、これは独立簡裁になりますと、い
ろいろな仕事をたくさんやる、裁判事
務もやれば普通の行政事務もやる、こ
ういふ面が非常に多いといふように私
どもも見受けませう。中には延更など
おらないで延更のかわりをしなければ
ならないといふようなこともあるわけ
であります。その点で独立簡裁の職員
は、ひまのようだが、また逆にかな
か苦勞も多い、こつちういふように思ひ
ます。それで話も聞きますと、本官が事
務官で、それでほかの仕事も兼務して
おる。こつちういふようなのが非常に
独立簡裁には多いようございませうが、
その辺はどうかと思ひます。ひ
とつ聞きたいと思ひます。

○宮崎最高裁判所長官代理者 それ
で独立簡裁の裁判官以外の職員の配分
について御説明申し上げます。

大体独立簡裁と申しまして、東京
都内にございませうというわけの独立
簡裁は、相当人数を持つておるわけ
ございませうが、それ以外のいわゆる
なかにございませう小さい一般的な独立
簡裁を例にとりますと、大体裁判官以
外の職員と申しますと、庶務課長、こ
れは書記官が本官でございませう。庶務

課長で書記官の仕事をやつておられる
方が一人、それから書記官の仕事をし
ておる専従の方が一人、それから事務
系統は事務官が一人、あとタイピスト
が一人、それに延更、あるいは地方に
よりましては延更のかわりに守衛とい
うのが配置されておりました、大体五
名で裁判事務それから一般行政事務を
運営しておる。大体そういう状況であ
ります。

○畑委員 場所によると、いまも
ちよつと申しましたが、延更がおらぬ
裁判所があるようですが、そういうこ
とはありませんか。

○宮崎最高裁判所長官代理者 場所
によりましては延更がないといふよう
な地方もございませう。そういたしま
すと、そういうところの法廷における延
更事務を一体だれがやるのかという問
題にたちまちなつてくるわけござい
ますが、事務官に延更の併任の発令を
いたしまして、事務官が延更の仕事
をやることもございませう。あるいは場
所によりまして、実際は延更でござい
ますが、発令上は事務官といふふうな肩
書きの方もおるわけございませう。

○畑委員 そういふことで事件数が比
較的少ないといふようなことなのか、
あるいは一人で幾つもの仕事を兼務す
るというふうなことになる、独立簡
裁の事務を処理しておる。非常にしわ
寄せを受けておると思ひます。こ
ういった下級裁判所、特に独立簡裁
の職員等の給与その他については、ひ
とつ配慮を願ひたい。

ついでに聞きますけれども、下級裁
判所と上級裁判所との間の予算の配賦
ですね、それはどのくらいの割合に
なつていますか。たとえば高裁と地裁

をとってみたいのですが、予算配賦は一人頭がどのくらいの割合になつておるか。

○石川最高裁判所長官代理者 予算が一人当たりはとういふふうになつておるかというお尋ねでございますが、予算の……

○畑委員 庁費だ。

○石川最高裁判所長官代理者 予算の執行の問題だと思ひますので、三十八年度の例をとつてお答えいたします。

普通、庁費は高等裁判所は一人当たりが一万七千四百円、地方裁判所は一万五千六百円、若干の差はございますが、そつたいした違いではございません。

○畑委員 聞くところによると、高裁と地裁で一人頭が四対一の差だということな話を聞くんだが、そういうことはいいですか。

○石川最高裁判所長官代理者 そういうことはいいと存じます。

○畑委員 ところが、私ら地方裁判所あるいは簡易裁判所等に行つてみましても、たとえば冬に参りますと、暖房施設などが全然ひどくてどうしようもない。最近はいふ改善されてきましたが、十年以上前あたりのときはひどかった。東京の地方裁判所あたりは非常ないい環境で暖をとつておられるけれども、地方に行きますと、炭もろくすっぽない。調停員などは、火ばちもなくオーバー着たままで調停員としての職務をやつておる。こういうような状態、予算配賦等が非常に簡裁あたりは賡待されておるといふような感じを私は持つてきておる。いま高裁と地裁の一人頭の庁費の配賦等がたいした違いがないようない——一人当たり

一万七千円と一万五千円の違いだ、こういうような話なんだが、もつとはるかに違いがあるのじやなかろうかというような感じがありました。その点で非常に地方の下級裁判所の人たちはしわ寄せを受けておると思うので、それね。それから、その他のいろいろな厚生施設なども、独立簡裁などはさっぱりない。東京あたりの大きなところだと、安いものも共済組合の關係でいろいろある。そういう点で、えらいいなかになりますと、その点不利益があるというふうにはぼくは見るのですが、その点はどう考えておりますか。

○寺田最高裁判所長官代理者 計数的のことは先ほど主計課長からお答え申し上げましたとおりでございますし、なお御必要がありますれば、さらに詳細な数字を申し上げます。思います。が、一般的な問題といひまして、ただいまのお尋ねについて私どもの考えておりますところは、これは庁費がそういうふうになつておりましたも、建物等の關係は、これはいわば順番に逐次新營ができていくわけでございますから、大都會でも相当ひどい建物に現存しんぼりしてらつておるところもありませんれば、地方のほうでもかなりりっぱな建物を建てていただいておりますところもあるわけでございます。

しかし、そういう役所の關係のこととはちかといひまして、何と申しましても、都會におりますれば、いわば文化的な生活ができるわけでございますが、それに對しまして、地方のほうはどうしてもいろいろな、むしろ裁判所の内部の問題よりも、いなかでございまして、いろいろ娯樂施設もない

というふうなことで、これはどうしてもしも不利益を免れないわけでございます。そういう点では、できる限りいろいろな人事の交流その他によりまして、その不自由な生活を長い間してもらわなくてもいいようにということには、心がけておるわけではございますけれども、この点は、實際問題といひましては、なかなか十分には参りかねるわけでございます。ただ、一般的な方針といひましては、できる限りそういうところにおいては、なる方に不利益を与えないように取り計らつておる次第でございます。

○畑委員 そういつた人員の問題に關連いたしまして、また一つお尋ねしたいのですが、タイピストですね。これは簡裁あたりは一人ぐらしかおられぬが、地裁くらいでは相当おられる。こういったタイピストの定員がやはり充足されておらぬというふうに聞いておるのですが、その点どうですか。

○寺田最高裁判所長官代理者 タイピストは、現在定員によりまして約千四百名というところになっておまして、昨年の暮れの調査によりまして、八十名ばかりの欠員があることになっております。千四百名の中の八十名前後といふことでございますから、その数字的には大きな数字ではございませんが、これは定員法のときにもいろいろお尋ねを受けてまして、お答え申し上げたところでございますが、これはもう現地の裁判所といひますれば、欠員というふうなことは考えられない。それで一人でも欠員ができたらずにでも埋めたいわけでございますが、ただしかしながら、いろいろやはり試験などんかあります關係で、どうしても欠

員ができてから充員までに若干のひまがかかる。こういうふうなものがあるのが全国の裁判所では、トータルをいたしまつと、このくらいの数字になつてまいつておる。それそれの裁判所では、おそろしく一名あるところと全然ないところといふことでございまして、何と申しましても、全国にきわめて多数の裁判所がある關係で、そのためたままでまじした欠員をトータルすると、こういうことになるというところでございまして、それからなお、タイピストとして定員上計上されておるものが千四百名ぐらいてございまして、そのほかにタイピストとして長年勤務されて、事務官等に昇進されておられる方もあるわけでございます。こういう方も實際の上はタイピストの仕事をしておられるといふことになりまして、實際の戦力と申しますか、その点ではこれよりも少し上になるというところでござい

ます。

○畑委員 東京地裁の例をとれば、定員が三十三名あるそうです。ところが実人員は二十六名だということ。そのうち病欠とか、女だから産休とか生理休、そういうのを入れると、十名ぐらい足りなくなつてしまふということ。それで最近非常にタイプの仕事が多い。判決なども最近だといふ簡略化してきたけれども、そのかわり今度それを補充するようになつて、そのままする写しというところになつて、かえつて判決よりも分量が多い。それでしよるがなくて、タイピストじゃなく、ほかの事務官が簡易書面の引き写しなどをしておる、こういうふうな話を聞いております。結局仕事の量が多んだんふえてきている。それなのに

人が足りぬということになるわけですが、この人が足りないのは、いま言つた試験制度や何かやるから充足がなかなかできないのだ、こうおっしゃるけれども、給料が低いんじゃないでしょうか。役所のほうにはほかの民間あたりと比べて給料が一般には安いかもしれぬのだけれども、それを何とか高くするようになつて、それで人員も早く充足しないといふ、非常なしわ寄せをこの人たちがこうむるということになる。この辺はどういうふうな打開するつもりか、ひとつ承りたい。

○寺田最高裁判所長官代理者 一応私からお答え申し上げます。先ほど東京地裁の例をお引いたいただきましたが、いま手元に東京地裁の計数を持つておられますので、御指摘のとおりであるかどうか、ちよつとはつきりいたしません。が、私最近大阪の裁判所から転任してまいつたわけでございますけれども、大阪の裁判所等におきましても、タイピストの欠員の場合がございまして。そういたしまして、私どもが判決を書きまして、その判決の浄書と言いますか、でき上がりまでに日数がかかるというふうなことで、いろいろ所長なんか話して聞いてみますと、これは確かにいま御指摘のとおり、一つにはそういう採用の面接試験とかいうような關係もございまして、またもう一つには、いまお話しした給与の問題でございまして、何と申しましても、これは技術者でございますから、幾らでもレベを下げても非常に能力の低い人を探る気になれば、これはあるいは多少給与が悪くても来ていただけるかもしれないけれども、そうかといひ、一分間に何語という、そ

その能力が非常に低い者だとか、あるいは誤字、脱字がやたらにあるという方では、やはり目的を達成しませんので、やはりある程度の能力を持った方に来てほしい。しかし何と申しましても給料のほうは公務員一般に共通でありまして、全体的に言えば民間の大きな会社よりは給料その他の待遇がよくございせんので、そういう関係でなかなか来ていただけないという面も確かはあるわけでございます。そういう点はできるだけいろいろな施設その他の準備もしていただまして、十分来ていただけるようにしたいというので鋭意やっておりますが、現状は話しのような面も若干あることはいなめない事実でございます。

○畑委員 タイピストに限らぬのですけれども、一般の民間に比べて非常に給与が低いということが充員難ということに結びつくと思うが、ほかの官庁に比べて裁判所のタイピストの給与はどうなっておりますか。

○宮崎最高裁判所長官代理者 裁判所のタイピストは一般行政官庁のタイピストと同じでございます。いわゆる一般職給与表の行政一表の準用を受けております。したがって、裁判所のタイピストの給与水準が一般行政官庁のタイピストの給与水準と比べて低いというところはございません。

○畑委員 タイピストのほかにも、ボイラーマンなどが非常に手がないらしい。これは一々聞いてもしょうがないから、そういう点についてもできるだけ充足をはかるようにしてもらいたい。ことにこういうボイラーマンというの、やはり民間のほうが相当給料が上だと思ふ。安からなり手がな

い。その辺は裁判所だけの問題ではなく、役所全部の問題だろうけれども、ひとつせいぜい大蔵省と話し合いをして、そういった給与の引き上げ等についても精力的にやってもらいたいと思ふ。

それから次に一つお尋ねいたしたい。それは簡易裁判所にも関係があるから申しますが、昭和三十六年度でしか、代行書記官について、裁判所法によると、これが当分の間ということになっておったわけです。当分の間は一体何年続くのだということで私もやかましく申しまして、そのために法案など出したことがあるわけです。当分の間というのは、何年何月何日にするということな法案を逆にならわれば社会党のほうで提案をして促進を迫ったという経緯が三年くらい前にあるのですが、しかし、だんだんと改善はされて、その間何回かにわたって書記官補から書記官に相当数の組みかえがなされておる。私も言い出した一人でありまして、この点充足してきたことは非常に喜ぶべき現象だと思う。そこで話に聞きますと、大蔵省との間の話も幾たびかされて、大体ことし限りでそういった代行書記官の制度は実際上なくす、そして書記官補自身をなくする。こういうような話になっておるといふことも聞いておるのですが、その辺の事情について承りたい。

○宮崎最高裁判所長官代理者 いま畑委員から御指摘のございましたように、結局書記官への組みかえという問題は、書記官以外の職種の者、つまり代行書記官あるいは事務官で代行書記官を併任いたしまして、併任官職である代行書記官の仕事を一〇〇%やっ

おるといふような形で裁判事務が運営されておるのであります。それはやはりおかしいではないか、つまり制度と実態とのそういうギャップと申しますのは、予算上の定員が実際の裁判事務の必要性を十分カバーしていないというふうな観点から、いま申しましたいわけの代行書記官の仕事を行なう、あるいは併任の形でやっておられる方を、予算と現実を合わせるといふような観点から、三十七年度予算以来裁判所側では三年計画として組みかえを実施してきたわけでございます。その経過を簡単に申し上げますと、昭和三十七年度におきましては九百三十四名、三十八年度予算では千六百六十六名、この間成立いたしました三十九年度予算では九百九十四名、合計いたしますと二千六百九十四名、大体二千七百名近い人員が、従来の代行書記官あるいは事務官から書記官のほうに組みかわってきたわけでありまして、そういったこと、本年度予算で六百九十四名組みかえと、残数の書記官補は、下級裁で二百名、最高裁に三十九名おりまして、最高裁を合わせますと、全部で二百三十九名という数字が書記官補として本年度予算には存置されておるわけでございます。しかし、書記官に昇任させる場合に、大体本筋としては、書記官研修所の養成部というのに入所させまして、その方が大学の法学部を出ておれば一年、その他の学歴であれば二年養成部へ入れて、ここで研修をして書記官にするというふうな方法をとっておりますから、現在その書記官研修所の養成部に入っておる人員が大体二百三十人ない二百五十人おるわけでございます。そういったま

すと、本年度におきまして六百九十四名の組みかえを実行いたしますと、現場には書記官補というものは事実上いなくなる。おるとすれば、それは書記官研修所に入所中の諸君で、いわゆる一線の戦力として働いておる方じゃない。そういうふうな形になりますから、一応事実上いわゆる現場には書記官補という人員はいなくなるということでございます。

○畑委員 そうすると、いま二百三十名ぐらい特別研修に行っている。それがちょうど二百三十九名残るものに当たるのだけれども、それがいま言った特別研修を終わって試験に通りますと、書記官になれるわけですか。

○宮崎最高裁判所長官代理者 この六百九十四名につきましては、この対象者を選ぶ場合に、現実には代行書記官の仕事をしておる人たちが対象になるわけではございません。と申しますのは、絶えず裁判部と事務局の人事の交流がございまして、たまたまある時点におきまして裁判事務をやっている方で事務局で仕事をしておるという人でも、その時点の少し前には公判事務をやっていたという方も、事務局と公判部の人事交流の結果、かなりありますから、この六百九十四名をどういう形で実行するかという問題につきましては、現に代行書記官の仕事をしておる方、現に書記官の仕事をしてなくて過去においてそういう仕事をしておったり、あるいはそういう資格を持っておるといふふうな方を対象にしまして、そういう対象者から希望者を募りまして、その中から六百九十四名の人員を研修いたしまして、書記官に昇任さして、この組みかえの実行を

するといふふうな段取りになっておるわけでございます。

○畑委員 どうもちょっとわからぬのだが、三十九年度の予算で六百九十四名の組みかえをする、なおそれでも本年度は二百三十九名が書記官補として残るわけですね。

○宮崎最高裁判所長官代理者 そういうことでございまして。

○畑委員 そして、それは来年度どうなるのですか。

○宮崎最高裁判所長官代理者 ですから、残っております二百三十九名というのは、近い将来——これは現在入っております、今後も書記官研修所の養成部が継続限り、やはり毎年二百三十名は養成部におりますから、その数字はいわゆる現場の戦力と関係ございせん。現在のたてまえからいいますと、養成部に入所しておる間の身分は書記官補という身分にしてありますが、これは研修所で養成する場合に、本人が書記官補の身分を持たなければ研修ができないというところございせんから、その数は事務局のほうへ組みかえる方針であります。

○畑委員 そうすると、現場には書記官補というものはいなくなるということになりますね。

○宮崎最高裁判所長官代理者 この六百九十四名につきましては組みかえを実行しますと、現場には書記官補は事実上いなくなるというようになります。

○畑委員 それならばいいのですが、事務局にして、事実上裁判の補助事務を扱わせるということにはなりませんか。

○宮崎最高裁判所長官代理者 書記官の事務を補助する場合に、現在のたて

まえば書記官補が書記官の事務を補助する、裁判所法第五十八条にございます裁判所事務官が、上司の命を受けて、裁判所の事務を補助するという形になっておりますから、現在書記官の事務を補助している職種としては、裁判所書記官補という一般職種もございす、それから裁判所事務官あるいは事務員という官職もあるものであります。

○畑委員 問題を他に交えて、一、二点質問いたします。

簡易裁判所の調停委員は、いま全国で何名おりますか。

○寺田最高裁判所長官代理者 調停委員の総数は一応五万六千名くらいという事になっておりますが、ただ、実際は農地調停委員とか宅地建物調停委員とか鉱害調停委員というように、それぞれの分野の調停委員の数を合計いたしましたものがその数でありまして、実際にはこれを二つくらい兼ねておられる方もたくさんおいでになりますので、そういう意味で、現実の人間と申しますか、現実には調停委員でおいでになる方と申しますと、約二万二千人くらいということになるわけでございます。

○畑委員 そういった調停委員の選考、任命のしかたはどういうふうにしてやっておりますか。

○寺田最高裁判所長官代理者 これは最高裁判所の規則がございまして、その規則の規定に基づいて任命しているわけでございます。民事調停規則というものと、それに基づく調停委員規則というのがございます。この二つの規則の趣旨によって実際には選任が行なわれているわけでありす。

○畑委員 この選考というか、推薦はだれがするんですか。

○寺田最高裁判所長官代理者 これはいろいろな分野によりまして必ずしも一様ではありませんが、たとえば弁護士の方の場合には弁護士会から御推薦をいただいておりますし、なお規則の上で、たとえば農地調停の調停委員については、その裁判所所在の都道府県知事の推薦を受け、鉱害調停事件の調停委員につきましては、通商産業局長の意見を聞く、こういうような扱いになっておるわけでありす。

○畑委員 ところで、この選考、任命が必ずしも妥当でないような傾きがあるろうと思う。どうもとかくのりわさがあろうような人がたまにはなっておるのでありまして、また、調停委員になる資格がつかないところから、なりたての人がいるらしい。いろいろな方面に頼んでならしてもらうといったようなことで、その辺若干弊害の面があるようでありす。この辺はひとつ十分注意してもらいたいと思う。また、場合によっては裁判所の事務局長あたりの推薦でなかつたりするようない人もいます。こういう点はよく注意して、もうひとつ、問題になると思う。

同時にまた、調停委員の心がまえというものについて、ときどき調停委員が集合して、調停委員の協議会があるらしいのですが、そういうところでもう話を聞いて、教育してもらいたいと思ひます。気をつけているようでありすけれども、中には私宅で会ったりするようないこと、また当事者が調停委員のところへたずねていくような者も、知らずにたずねていくような者もありましようが、そういうのが間々あるよういす。調停委員の立場というようないことについてひとつ教育をしてもらいたいと思ひます。

○寺田最高裁判所長官代理者 先ほどのお話の調停委員の選任のことにつきましては、従来とも十分心がけて注意してまいりました。また、いわけのいろいろやり方についての打ち合わせ等につきましましては、裁判所のほうとしても協議会を開いておりますし、また日本調停協会連合会あるいはそれぞれ各調停協会等でもいろいろくふうをつくつたりして、その方面の努力をしておられるように承知しております。

○畑委員 いま職業別並びに年齢別の数字を出していただいたのですが、それによりまして、職業別では農業が一番圧倒的に多いのでありますが、農家人口のわりあいには一番多いような感じがするのです。

それ、職業別は別として、年齢別を拝見しますと、だいぶお年寄りが多い。これはどうしてもお年寄りで御隠居さん式な人でないと、なかなかひまがない。こういうような関係で多いのだと思うのですが、特に六十歳以上一万三千人、こういう数字ですね。四十歳までがたつた二百五十人しかいない。こういうことなんであります。

○畑委員 いま職業別並びに年齢別の数字を出していただいたのですが、それによりまして、職業別では農業が一番圧倒的に多いのでありますが、農家人口のわりあいには一番多いような感じがするのです。

○寺田最高裁判所長官代理者 先ほど御説明申し上げましたことによつて不正確な点がございすので補足させていただきますが、先ほど申し上げましたのはいわゆる地方裁判所、簡易裁判所の民事調停の調停委員の方のこととございまして、そのほかに御承知のとおり家庭裁判所の家事の調停委員というものがおられるわけでございます。

○畑委員 いま職業別並びに年齢別の数字を出していただいたのですが、それによりまして、職業別では農業が一番圧倒的に多いのでありますが、農家人口のわりあいには一番多いような感じがするのです。

○寺田最高裁判所長官代理者 先ほど御説明申し上げましたことによつて不正確な点がございすので補足させていただきますが、先ほど申し上げましたのはいわゆる地方裁判所、簡易裁判所の民事調停の調停委員の方のこととございまして、そのほかに御承知のとおり家庭裁判所の家事の調停委員というものがおられるわけでございます。

○畑委員 いま職業別並びに年齢別の数字を出していただいたのですが、それによりまして、職業別では農業が一番圧倒的に多いのでありますが、農家人口のわりあいには一番多いような感じがするのです。

○寺田最高裁判所長官代理者 先ほど御説明申し上げましたことによつて不正確な点がございすので補足させていただきますが、先ほど申し上げましたのはいわゆる地方裁判所、簡易裁判所の民事調停の調停委員の方のこととございまして、そのほかに御承知のとおり家庭裁判所の家事の調停委員というものがおられるわけでございます。

○畑委員 いま職業別並びに年齢別の数字を出していただいたのですが、それによりまして、職業別では農業が一番圧倒的に多いのでありますが、農家人口のわりあいには一番多いような感じがするのです。

○寺田最高裁判所長官代理者 先ほど御説明申し上げましたことによつて不正確な点がございすので補足させていただきますが、先ほど申し上げましたのはいわゆる地方裁判所、簡易裁判所の民事調停の調停委員の方のこととございまして、そのほかに御承知のとおり家庭裁判所の家事の調停委員というものがおられるわけでございます。

○畑委員 いま職業別並びに年齢別の数字を出していただいたのですが、それによりまして、職業別では農業が一番圧倒的に多いのでありますが、農家人口のわりあいには一番多いような感じがするのです。

○寺田最高裁判所長官代理者 先ほど御説明申し上げましたことによつて不正確な点がございすので補足させていただきますが、先ほど申し上げましたのはいわゆる地方裁判所、簡易裁判所の民事調停の調停委員の方のこととございまして、そのほかに御承知のとおり家庭裁判所の家事の調停委員というものがおられるわけでございます。

○畑委員 いま職業別並びに年齢別の数字を出していただいたのですが、それによりまして、職業別では農業が一番圧倒的に多いのでありますが、農家人口のわりあいには一番多いような感じがするのです。

○寺田最高裁判所長官代理者 先ほど御説明申し上げましたことによつて不正確な点がございすので補足させていただきますが、先ほど申し上げましたのはいわゆる地方裁判所、簡易裁判所の民事調停の調停委員の方のこととございまして、そのほかに御承知のとおり家庭裁判所の家事の調停委員というものがおられるわけでございます。

当を目当てにしていたということでは調停委員としてはあるいは間違ではないかという点で、そういふ点で、ほんとうに一つの公の制度として協力していただくという方にお骨折りを願いたいというふうに考えますと、どういたしまして、現在社会の第一線で活躍しておられる方は、弁護士さんとは別でございますが、弁護士以外の方ではどうしてもなかなか来ていただけない。自然に、ある程度地位も高くなつて、会社なんかでも相当上のほうの地位になられますと、かえって会社を抜出すことも比較的やりやすい。それから大学の先生なんかでも御協力いただいている方がかなりございますが、そういうふうないろいろなところをねらいまして、やっていただくというところにならざるを得ないわけで、これは全くお話のとおり、私ももしも、むろんお年寄りも非常にけっこうではございますけれども、若い方にもぜひ来ていただきたいということをやっておりますけれども、現状は、やはり先ほど御説明申し上げたような数字になつておるわけでございます。今後、その点につきましてはできる限り若い方にもお願いするように私どものほうとしても努力いたすつもりでございます。そういう点についていろいろ御協力いただけますればありがたいと考えておるわけでございます。

○煙委員 その調停ですが、調停係判事さんがいらつしやるわけだけれども、実際にはどうもほとんど立ち会ひしておらぬですね。弁護士が一人でも入っておればよろしいのですが、しろうとだけ二人の調停委員で、法律的なことはさっぱりわからない。ただ何とかなりませんかということでも両方聞くだけで、いつになつても発展しない。そういう事例が非常に多いと私は思うのです。やはり、そういう点ではもつと判事が事件に関与して、若干法律的なことも頭に入れて配慮をして、それを基礎として調停委員とも相談して調停の実効をあげる、こういうことにしなければいかぬと思うのです。ところがどうもほとんど、最後の締めくくりができませんでした、あるいは不調です、というふうなときに初めて調停委員会に裁判官が出てくる。こういうような状態——裁判官ももともとほかの自分の事件を持っておつて、それで調停をしておる、仕事が多過ぎるという点がこのにもあらわれてくると思うのです。裁判官ばかり責めるわけにいかぬけれども、しかしそういう状態です。私はその点むしろこの調停には相当の力を注ぐべきだと思ふ。調停でおつてのが相当でございます。熱意のいかによつては相当おつておるのです。ところが、ほつたらかしておきますと、なかなか五里霧中で、しろうとだけで方針も何もきまらぬものだから、それで不調が相当多い。あるいはしろうとで考えで無理な押しつけ方をする、こういうふうな事例がある。中には調停委員が裁判官かと思つておる当事者が相当おるのです。ちつとも出てこないから、やはりそれではなくて、適当に出てきて指図をして、相談をしてやる。事件がうまくつくのはなからうか。そういう点で、結局仕事の量も大いに関係があるけれども……したがつて、そういうところはほとんどひひとつ要求をして、調停判事が片手間に

やらずに、きょうは調停の日だということになると、一人で何件も預かつていましようけれども、それを適当にうまく回つて、それを専門にやはり片づけるという配慮が必要だと思ふのです。が、ほかの仕事をやらないから、呼ばれてようやく調停の終わりに出てくる、こういうことが現狀的に非常に多いのじゃないか、この辺はひとつうまく指導してもらいたい。同時に、人員あるいは予算不足は、ほとんどそれを要求してやるべきだ。いままでもうすつと聞いてきたのですが、私は、この前の法務委員会のとくも痛切に感じたのですが、どうも最高裁判所は少し予算の取り方がへただ。われわれ法務委員会はいつでもバックアップするから、そういう点ではもつと心臓強く超党派でどんどんやつてもらいたい。どうもそういう点ではほかの官庁に比べて少しおとなし過ぎる。裁判官上りの人がほとんどだからどうしてもそういうことになるのかもしれないけれども、そういう点をぜひ今後とも気を付けて、心臓強く要求すべきは要求しなくちゃいかぬ。結局、しわ寄せを受けるのは下級の裁判官でありあるいは職員である。こういうことになりまして、事件数が非常に最近多くなつてゐるわりあい、人員は、書記官の人員も事務官の人員もふえていない。二、三割しかふえていない。それなのに事件は何倍にもなつてゐる。こういうふうな状態です。当然こういうことは要求すれば通らないはずはないはずだ。それが少し努力が足りないというか、心臓が弱いというか、そういう関係で常にわり食つてゐるのは最高裁じゃなからうか。アメちゃんが来ているときはちよつ

と調子がよかつたけれども、それが引き揚げたらもうどうしようもない。昔のあれに返つてやつた。司法省でやっているときのほうが、むしろ予算関係を獲得するにはよかつたんじゃないか。最高裁判所になつて別になつてから、どうもその辺がかえつて悪くなつたのではないか、こういうふうな感じがわれわれはいたすのです。そういう点で、きょう質問をしたところは、みんな結局人と予算ということにぶつかる案件です。まだほかにもたくさん私質問したいことがあるのですが、できるだけ簡易裁判所に関するところについてだけきょうは質問したわけです。時間もだいぶんたちますからこれだけで終わります。が、最後にひとついま言つたことに對する態度を裁判所のほうから伺いたい。

○寺田最高裁判所長官代理者 たいへんおしかりを受けますとともに、また激励をいただきました。私どももいたしまして、今後予算の面につきましてはなお一そりの努力をしたいと考えております。

先ほどの定員の問題につきましては、これは確かに事件が相当伸びておるわりに一般職の職員もそれほどふえてはおりないという御指摘もある程度はもつともでございますが、しかし、またこれはどういふ事件が非常にふえたかという点も関連いたします。すなわち、比較的事務的な、内容の少ない、たとえば略式事件というふうなものが非常に大幅にふえたというふうなことで、結局訴訟事件のふえの率はそれほど大きくはないということも、定員の獲得の場合に若干いろいろな問題

となつて出てまいつておるわけでございます。しかし、それにいたしまして、もう少しさらに定員がふえなければ、なお円滑に事務が遂行できるということも確かに一面真理であると考えております。

予算全体といたしまして、逐年かなり大幅に増加してまいつておるわけではございますけれども、しかし、各方面からいろいろそういう御批判なり御激励をいただくわけでございまして、本席には主計課長も参つておりますし、さらに来年度の予算のときにはなお一そり私どももいたしまして資料を整へまして、十分大蔵当局と折衝して御期待に沿うようにいたしたいと考えておる次第でございます。

○濱野委員長 本日の議事はこの程度にとどめます。

次会は、来たる九日開会することとし、これにて散会いたします。

午後一時十六分散会

